

## DCプランナーのためのスキルアップ塾

「公的年金」

## ねんきん定期便の見方と活用法

ねんきん定期便は、公的年金の加入期間や老齢年金の見込額が記載されていますので、退職後のライフプランを考える上で、大変役立つ資料です。今回は、ねんきん定期便の見方をみていきます。



佐々木社会保険労務士事務所  
佐々木 裕子(ささき ゆうこ)

大手デベロッパーを退職後、企業の年金セミナーや研修に携わる。1級企業年金総合プランナー、特定社会保険労務士。日本年金学会会員。共著に「社労士さんに聞いた年金と老後とお金の話」(中央経済社)。

## ●ねんきん定期便とは

公的年金の被保険者へ毎年誕生月に届きます。節目年齢といわれる35歳、45歳、59歳にはこれまでの年金加入記録が記載された封書が、節目年齢以外の方には直近13か月の年金加入記録が記載されたはがきが届きます。50歳以上の方は、現在加入している年金制度に60歳まで同じ条件で加入された場合の老齢年金の見込額が記載されています。ですから、50歳以上で厚生年金保険に加入している方が、昨年と比べて給与(標準報酬月額)や賞与(標準賞与額)が上がった場合には昨年の年金見込額より増額となり、下がった場合は減額となります。また、60歳前に厚生年金保険をやめる(喪失する)と国民年金となりますので減額になります。公的年金に加入している方には、60歳以降にもねんきん定期便が届きますが、老齢年金受給者は年金の見込額は表示されていません。なお、50歳未満の方は、これまでの加入実績をもとに計算した老齢年金の額が記載されています。

ねんきん定期便は、加入している実施機関または最後に加入していた実施機関から届きますので、国民年金や厚生年金保険に加入している被保険者は日本年金機構から、公務員は国家公務員共済組合または地方公務員共済組合

等、私立学校教職員は日本私立学校振興・共済事業団(以下、共済組合等)から届きます。共済組合等は、平成27年10月の被用者年金一元化法により厚生年金保険となりましたので、平成27年12月からは、国民年金や厚生年金保険の期間だけでなく、共済組合等の加入期間や報酬比例部分、経過的職域加算(被用者年金一元化前の職域加算部分)の年金見込額なども記載されるようになりました。

引っ越しなどで住所を変更した場合、マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であれば、原則住所変更は自動的に行われます。しかし、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被保険者やマイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人が住所変更をした場合は、届け出が必要です。ねんきん定期便が届かない場合は、厚生年金保険に加入されている方はお勤め先の会社(被扶養者は配偶者のお勤め先)などに、国民年金に加入されている方は市区町村役場や年金事務所の国民年金課に手続きをしましょう。

## ●ねんきん定期便の見方

まずは、加入期間にもれや誤りがないかを確認しましょう。老齢年金は、10年(120月)以上で原則支給開始年齢から受け取ることができます。厚生年金保険は、婚姻前のお勤め期間(姓を変更

した場合)や試用期間中の退職、国民年金は学生時の納付などを確認すると良いでしょう。昼間学生が国民年金に強制加入となったのは、平成3年4月以降です。納付されていない方もいらっしゃると思いますが、両親が納めている場合もあります。国民年金の扶養である第3号被保険者は、昭和61年4月からスタートしました。夫(妻)の扶養である期間と国民年金の加入記録が合っていることを確認します。20歳以降の婚姻期間中に配偶者がお勤めであった場合でも、昭和61年3月以前は国民年金の加入が任意であったため、国民年金を納付していなければ加入期間が空いていても問題はなく、この期間は合算対象期間(年金額には反映されませんが受給資格期間とみなす期間)となります。年金制度を管理する基礎年金番号ができたのは平成9年1月です。平成8年12月までのお勤め期間は、国民年金・厚生年金保険・共済年金ごとに別々の番号で管理されていました。もれや誤りに気づいたら、国民年金や厚生年金保険の確認は日本年金機構に、共済組合等の加入期間の場合は、加入されていた各共済組合等にご連絡をお願いします。

次に、老齢年金の種類と見込額の欄で、何歳から年額いくら受け取れるのかを確認します。国民年金は原則65歳から受け取ることができます。昭和36年

4月1日(第1号厚生年金被保険者の女性は昭和41年4月1日)以前生まれで、厚生年金保険(共済組合期間を含む)が1年以上ある方は、特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。この支給開始年齢は、生年月日・性別・厚生年金保険の種類によって異なりますが、ねんきん定期便で支給開始年齢を確認することができます。ねんきん定期便の受給開始年齢の欄に、65歳より前に年齢の記載があれば、それがご自身の支給開始年齢です。年金見込額は、年金の家族手当と呼ばれる加給年金額・振替加算額その他、公的年金の上乗せとしての確定給付企業年金、確定拠出型年金、退職等年金給付、国民年金基金などは含まれていません。厚生年金基金の加入期間は、封書のねんきん定期便で詳しく確認することができます。50歳未満に届くねんきん定期便には、「これまでの加入実績に応じた年金額」に厚生年金基金の代行額が含まれて記載されます。令和3年度より50歳以上の方に届くねんきん定期便は厚生年金基金代行額を含めた見込額が表示されています。厚生年金基金が代行返上したり、

平成26年4月以降の解散の場合は、日本年金機構の報酬比例部分(老齢厚生年金)に含まれて記載されています。

ねんきん定期便を確認したいときに、手元がない場合があります。そのようにときに便利なのが、ねんきんネットです。平成23年2月よりスタートした日本年金機構のサービスで、パソコンやスマートフォンからご自身の年金加入記録や年金見込額、電子版のねんきん定期便や受給の各書類が確認でき、ダウンロード機能があるため保存も便利です。ねんきん定期便の再交付は、電話で依頼することもできます。気づいたときにご自分の年金加入期間と年金見込額を確認すると良いでしょう。

## ●退職後のライフプランに活かすには

ねんきん定期便の65歳の年金見込額を確認し、日々の暮らしをイメージしてみましよう。夫婦の場合は、夫婦2人の65歳からの年金見込額を合計します。退職後のライフプランに近い年金額でしょうか。年金額を増やしたい場合は、60歳以上65歳未満に国民年金へ任意加入するか60歳以上70歳未満に厚生年金



保険へ加入して年金額を増やしたり、繰下げ受給を検討しても良いでしょう。また、今加入している公的年金や会社の企業年金を確認し、iDeCoの加入も検討しましょう。iDeCoは、令和4年5月から国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満)や第2号被保険者(60歳以上65歳未満の厚生年金被保険者)も加入できるようになります。中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)は、企業年金を実施していない中小企業(従業員300人以下)の事業主が、iDeCoに加入している従業員の掛金に追加して掛金を拠出できる制度ですが、福利厚生を拡充として導入する会社が増えています。退職後のライフプランを充実させるため、少なくとも年1回はねんきん定期便の内容を確認しておくことが重要です。

## ○50歳以上のねんきん定期便 はがき(表)

受給開始年齢を65歳から70歳まで遅らせた場合の年金見込み額(42%増加)です。

現在の年金加入制度に60歳まで加入したとして、65歳から受け取れる老齢年金の見込額です。

国民年金や厚生年金の月別状況です。国民年金では納付や免除等が、厚生年金保険では加入区分(制度)の他、標準報酬月額や標準賞与額、保険料納付額(被保険者負担分)が分かります。

## ○50歳以上のねんきん定期便 はがき(裏)

これまでの年金加入期間の記載です。国民年金の未納期間は含まれませんが、免除や猶予は計算されます。

「ねんきんネット」の登録の際に、使用します。

老齢年金を受け取るには、原則10年(120月)以上の受給資格期間が必要です。

65歳の老齢基礎年金・老齢厚生年金の見込額です。

現在の加入制度に60歳まで加入したもとして計算された年金見込み額です。老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は65歳ですが、1年以上厚生年金保険に加入していた方は、生年月日・性別・厚生年金保険の種類により60歳から64歳まで特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。